

## 8 高齢者の権利・財産を守る



そういえば、テレビで見てから心配しとることがあるんじゃないけど。



えっ？どんなニュースですか？



うん。認知症になった人の家族が勝手に本人の預金を下ろして使ってしまう事件があったらしいんじゃ。

他にも、電話がかかってきてお金をだまし取られる事件もよく聞くじゃろ？まったく最近の若者はけしからん！！



家族なのにお金の問題でもめるのは悲しいことですよね。それに、詐欺も。電話がかかってくるタイプ以外にも訪問販売とか、勝手に商品を送りつけて代金を請求されるタイプとか、最近はいろいろありますね。物騒な世の中ですね。



うちにはいつもワシを心配してくれる優しい孫がおるからな。

そんなに心配はいらんかも知れん。

だけど、ウチの近所のはま代さんみたいな一人暮らしの高齢者は将来のことを考えたら不安な人もいるだろうな。



そういう心配ごとの相談窓口も地域包括支援センターなんですよ。主に、日常生活自立支援事業（窓口：社会福祉協議会）のご紹介と、成年後見制度の利用に関してお手伝いすることができます。



えっ？それもまた地域包括支援センターか？

なかなか大変だね。



そんなことはありませんよ。

地域包括支援センターは高齢者の総合的な相談窓口ですから。お役に立てれば幸いです。

別に、今すぐ使いたい訳じゃないけど…という場合であっても、いつでもご説明はできるので、気軽に聞いてみてくださいね。

例えば、まだまだ若い人であっても将来に備えて勉強するのもまたいいと思いますよ。

そんなに堅苦しい場所じゃないので、気楽に遊びに来る感覚で来てもらってもいいですし、とりあえず電話してみてください。

○成年後見制度利用支援事業 窓口:外ヶ浜町地域包括支援センター 22-3380



成年後見制度ってなに？

認知症、知的障害、精神的疾病などによって物事を判断する能力が十分ではない方の権利や財産を守る援助者を選ぶことで本人を支援する制度。

制度を利用する人に合わせて3段階の類型から選択し、家庭裁判所に審判申立てをします。申立てをすることができる人は、本人、配偶者、4親等内の親族、検察官等のほか、市区町村長等です。

|     |      |        |     |
|-----|------|--------|-----|
| 判断力 | 全くない | 著しく不十分 | 不十分 |
| 類型  | 後見   | 保佐     | 補助  |



地域包括支援センターでは、制度の活用が必要であってもできない事情がある方に、外ヶ浜町成年後見制度利用支援事業に基づいたお手伝いをしています（町長による審判申立て等）。  
詳しい内容についてのご相談はいつでも受け付けています。  
お気軽にお問い合わせください！！

○日常生活自立支援事業 窓口:外ヶ浜町社会福祉協議会 22-2250

認知症、知的障害、精神的疾病などによって物事を判断する能力が十分ではない方が地域で自立した生活を送られるように、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス等を支援する制度です。

都道府県・指定都市社会福祉協議会が実施主体となり、市町村の社会福祉協議会で窓口業務を行っています。



うーん?? 2つの事業はどこが違うんだ？

確かに似てますよね。

一番大きい違いは援助できる行為の範囲です。

日常生活自立支援事業はご本人との契約に基づいて、福祉に限った目的で行う事業なので、援助してもらえる範囲に限りがあります。

契約の内容を理解できることが必要な条件になりますよね。

それに対して成年後見制度は、援助の範囲を限定することなく生活全般の支援に関する契約等の法律行為を援助してもらえます。

こちらは契約に基づくものではないので意思表示できない人であっても利用できます。

似てはいても違う事業なので、場合によっては2つの事業を併用して活用する方法も考えられますね。

